

# 剣道に内在する武道・スポーツ性について —しない競技規程と剣道試合・審判規則の比較から—

国 分 国 友\*

## On the Spirit of Budoh and Sport Kendoh Contains

— Comparison between “the rules of a Shinai Contest”  
and “the rules of a Kendoh’ match and judge”—

Kunitomo KOKUBU\*

### Abstract

In the 20th year of Showa Era, just after World War II, Japan experienced big changes and reforms. Among them there was the dissolving of Dai-Nippon-Butokukai or 'The society for Chivalry and Virtue of Big Japan', Which had long maintained its traditions.

It was forbidden to play Kendoh. The tapping sound of the Shinais and stirring cries were no longer heard from any gymnasium. But the lovers of Kendoh made a great effort to revive Kendoh so that they might leave its spirit in the world and hand it down to younger generations.

As a result, they created an easy Shinai Contest, which added to the side of the sport, with the soul of Kendoh remaining in it.

In April the 27th year of the Showa Era, when a peace treaty between Japan and America was concluded, Kendoh revived itself, as soon as Japan attained independence. After that, while Kendoh made progress, the Shinai Contest died out by itself. But it had a big influence on Kendoh.

Therefore, here in this study, I intend to consider the spirit of Budoh and sport that Kendoh contains, comparing "the rules of a Shinai Contest" with "the rules of a kendoh' match and judge"

**KEY WORDS:** *Spirit of Budoh, Shinai Contest, Rules of Kendoh, Philosophy of Kendoh.*

### はじめに

昭和20年、日本は敗戦後、政治、経済、教育、その他さまざまな分野において、大きな変動改革があり、明治28年4月以来の伝統をもつ、大日本武徳会の自主解散はその一つであった。剣道は禁止され、どこの道場も竹刀の音、勇しい掛け声は消えた。しかし、剣道の真髓を世に残し、後世に伝

えようと、その復活に努力したが、当時の社会情勢、占領下の剣道の弾圧は無条件に受け入れなかつた。そこで、当時の関係者は占領軍との交渉を続け、衆智を集め総力を結集し、剣道の精粹を残し純粹スポーツの立場から、しない競技を考案し、昭和25年3月5日には、全日本しない競技連盟を結成した。このしない競技のもつ、競技・スポーツ性という性格は剣道の近代化に大きな影響を与

\*鹿屋体育大学 National Institute of Fitness and Sports in Kanoya, Kagoshima, Japan.

えた。とくに、剣道を学校教育に位置づける理念、現代剣道の試合・審判規則の作成や学校剣道の教育内容、指導法において、しない競技によるところが大きく、現代剣道への橋渡し役となった。

昭和27年4月、講和条約が締結され、日本の独立を契機として、剣道が復活し、同年10月には全日本剣道連盟が発足した。その後、剣道の発展により、しない競技はわずか5年足らずで姿を消した。

そこで、本研究は剣道が発達するなかで、剣道のスポーツ化した、しない競技が自然消滅したことについて、しない競技規程を考察することにより、現在の剣道に内在する武道・スポーツ性を前

提にその質に関する内容を考究するものである。

## 研究の方法

この研究は、まず、昭和25年3月制定、同28年4月改正の<sup>4)</sup>「しない競技規程抄」(A)に対比して、現行の全日本剣道連盟「剣道試合規則・剣道審判規則」(B)を抜粋し、規則変遷を考慮しながら、比較検討した。これらの規程抄、規則の運用の実態を踏まえた逐條的解明のなかで、その共通・相違性あるいは変容の過程を分析して、武道・スポーツ性を見い出し、現代剣道の質的内容として考察した。

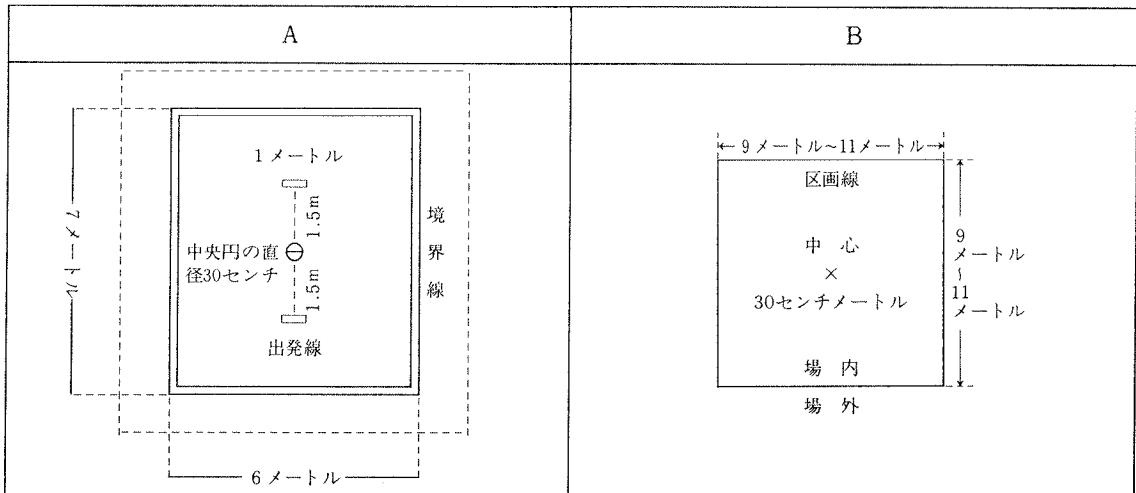
## 結果と考察

### 試合場

Table 1. Place of match

A	<p>(一) 試合場</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>試合場は屋内、または屋外とし、いずれも平坦な板間或は地面を持つこととする。</li> <li>試合場所は縦(7米)横(6米)の境界をもって制限し、中央に直径30糸の円(または×印)と、その中心からそれぞれ1米半の地点に横線と平行に各1本の出発線を設ける。</li> <li>境界線、出発線、円(または×印)の線は幅10糸とする。なお必要に応じて試合場をロープで仕切ってもよい。その場合ロープの高さはそれぞれ2呪、4呪とする。</li> </ol>
B	<p>(試合場)</p> <p>第2条 試合場の規格は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>試合場は区画線を含み一辺を9メートルないし11メートルの四角形とする。(第1図)。</li> <li>試合場の中心は各線が30センチメートルの長さの×印で表示する。</li> <li>試合場の外側に1.5メートル以上の余地を設ける。</li> <li>各線は幅5センチメートルないし10センチメートルとし白線を原則とする。</li> </ol> <p>第1図 試合場</p>

Fig. 1. place of match



しない競技規程では原則として屋内であるが、適宜屋外において実施してよいとし、縦7米横6米の広さは竹刀の長さによる両競技者の距離と活動範囲を総合して決定した広さである。試合場の境界線の外側は2米位の余裕を望ましいとしている。境界線の測定は線の外側から計り、出発線の距離は線の内側から計る。各線の巾は特別規定していないが、競技者に明瞭にわかるため約5厘位とし、中央円及び出発線はやや細く3厘位とした。試合場の環境は清潔、整頓し競技の障害になるも

#### 試合者の服装・防具

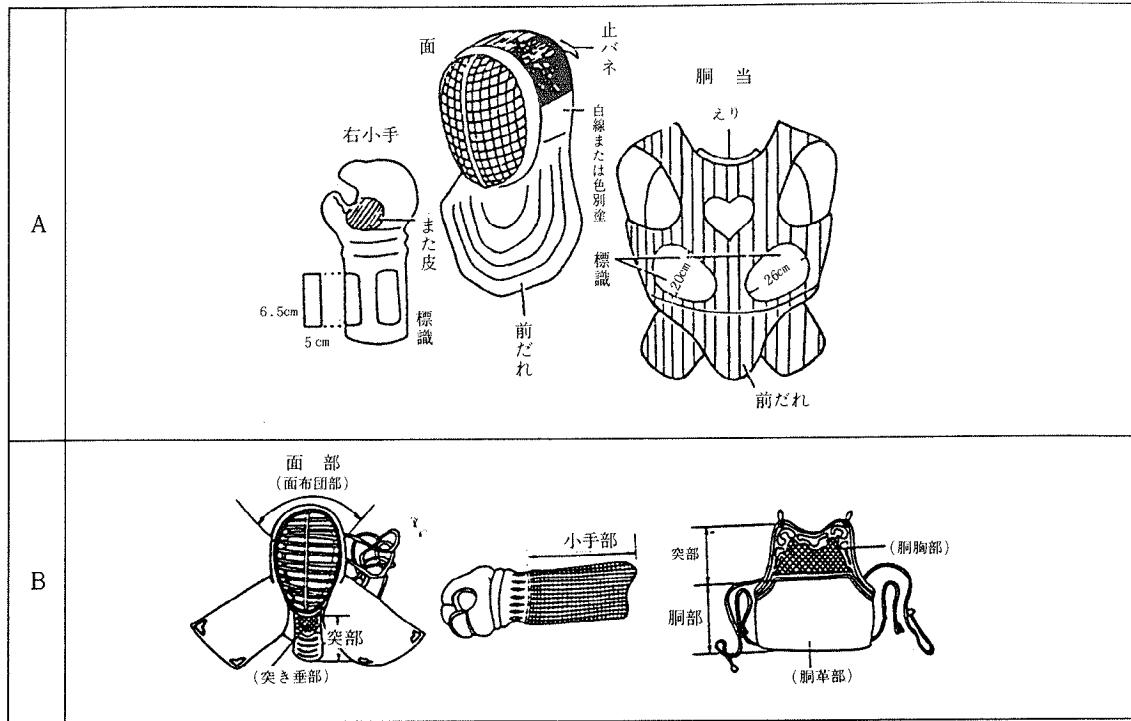
のは取り除き、採光通風の点に注意がいるとしている。周囲にロープを用いることは、原則として採用しないが、都合により高台上で行う場合など危害予防のため用いるとし、ロープの張り方強さはボクシングを参考にするとしている。当時の試合場は劇場や講堂の舞台などさまざまのところに求めざるをえなく、苦心していることがロープ使用に伺える。

剣道規則は出発線を開始線として採用し、中央円を中心線として中心として活用してきたが、現

Table 2. Costume of player and tool

A	(二) 服 装
	一. 服装は丈夫な布で作った上衣と、ズボン、運動靴を用いる。(女子はスカートにても可) 二. 服装の上衣およびズボンの色彩は黒色を除く他自由である。
(四) 防 具	一. 防具は面、胴、小手を用いる。 二. 面は前面、側面も金網で作製したものを使用する。 三. 胴は布製の部厚なチョッキに堅板(鉄板或は竹製等のもの)を縫着したものを用いる。 四. 小手は手首の長い堅板の縫着した布製又は皮製の手袋を用いる。
B	(剣道具および服装)
	第7条 剣道具は面、小手、胴、垂を用い、服装は稽古着、袴とする。
	2. 試合者は胴紐の交差点に赤または白の標識を中央から二つ折りにして着け、中央の大垂に必ず所属団体名および姓を明記した布製の名札を着用すること。

Fig. 2. Place of Datotsu and name<sup>4)</sup>



在は開始線を廃止し、試合始めに双方が構えたときは剣先が触れるか触れないかの程度としている。このスポーツ化色の試合場の設定は多少の変遷はあるが、しない競技規程の内容をほぼ採用したといえる。

しない競技規程の服装は危害防止と衛生の点から上衣ズボンとも、木綿の厚いものがよいとし、身体に密着しているよりも余裕のある方が衛生的で安全性の上からも適当としている。服装の色は自由であるが、黒は古典的色彩が強く、防具などとの調和が悪いとして使用を禁止した。清潔安全な試合場では協議の上、足袋、素足のいずれでもよいとした。

剣道の規則は稽古着、袴及びシャツ、ズボンとも可としてきたが、現在は稽古着、袴としている。そして、従来、申し合わせ事項として取り扱ってきた「名札（ゼッケン）」及び「標識（タスキ）」をその要領を含め規則に明示している。

## 防 具

しない競技規程は防具もしないと同称、公式試合の場合は公認防具を使用しなければならないが、非公式の場合は経済的に各自で工夫してよいとした。公認防具は時代的感覚と簡易に使用ができ、さらに、携帯に便利であることが大きな特徴といえる。各防具には一定の標識を縫い着けるが、面は耳より上を白線、または色をもって区別し、胸当・手袋には竹・金属・ファイバー製などの堅板などを使用する。標識の色彩は防具と明瞭に区別することが大切としている。

剣道では防具そのものは従来より変わらないし、標識を縫い着けることなどしないが、打突部位として明示している。とくに、突きわざの取り扱い、上段や片手わざ、二刀の場合などの打突位を詳細に明示し、打突部位を道具名で統一し表現している。(図2)

## 竹 刀

Table 3. Fixed standard of Shinai

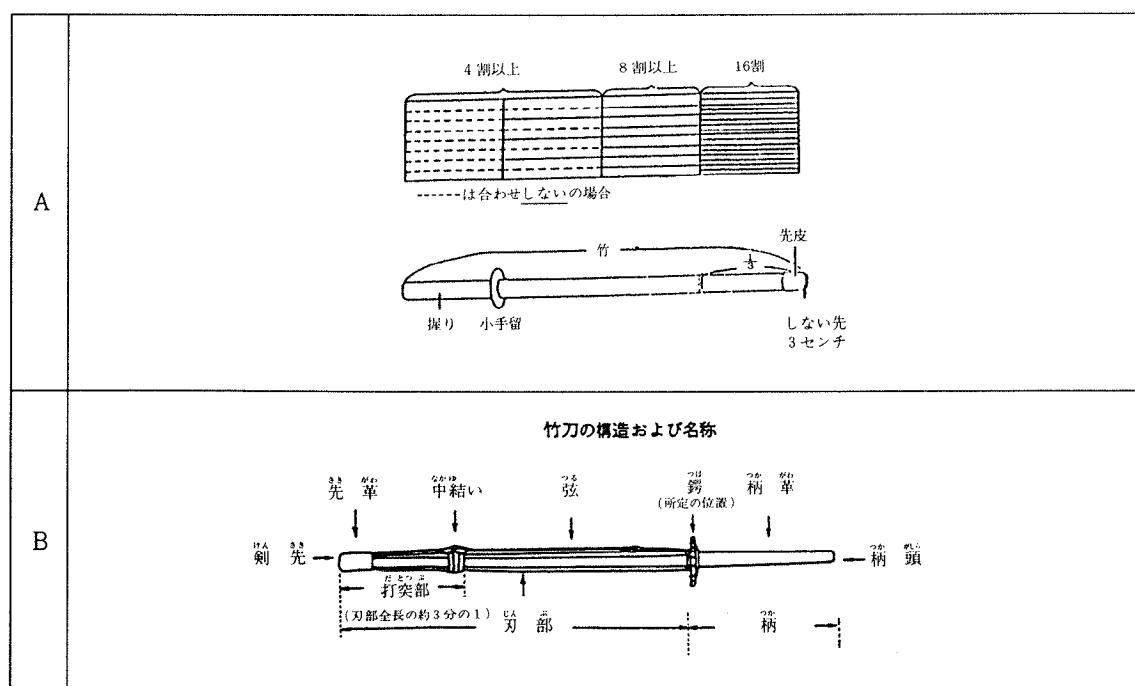
A	(三) 撓				
	一. 撓は竹の外部を白の布の袋で包んだ袋撓を用いる。				
	二. 竹は全長の半分より先を順次に4, 8, 16以上に割ってあることが必要である。撓の先頭より全長の3分の1の部位に横線(赤色又は黒色)を明瞭にあらわし、打突の有効部分を示す標識とする。				
	三. 撓の長さは1.15米(約3尺3寸)以内、重さ300瓦(約80匁)以上、450瓦(120匁)以内とする。				
四. 小手留は直径10厘(約3寸)以内の布製又はゴム製等を用いる。但し形は制限しない。					
(竹刀の定義)					
第3条 竹刀は竹製またはこれに代わるべき化学製品製の四つ割りのものとし、中に異物(先革内部の芯、柄頭のちがり以外の物)を入れてはならない。					
(竹刀の規格)					
第4条 竹刀の規格は次の通りとし長さは付属部品を含む完成品の全長であり、重さは鍔を含まない完成品の重量である。					
竹 刀 規 格					
B	性別	中 学 生	高 校 生 (相当年令の者も含む)	大 学 生・一般	
	長さ 男女 共学	114センチメートル以内	117センチメートル以内	120センチメートル以内	
	重さ 男性	425グラム以上	470グラム以上	500グラム以上	
	女性	400グラム以上	410グラム以上	420グラム以上	
ただし二刀の場合には、1本の長さ114センチメートル以内、重さは425グラム以上、他の1本は長さ62センチメートル以内、重さ360グラム以上とする。					
(鍔)					
第6条 鍔は皮革またはこれに代わるべき化学製品製の円形のものとする。その大きさは直径8センチメートル以内とし所定の位置に固定するものとする。					

しない競技規程は袋しないを採用した。その理由は使用の便、打ちに対する疼痛をやわらげ經濟的で安易に作製できる。袋しないの規格は長さは1.15米以内、重さ300瓦以上450瓦以内としていた。袋しないの構造と名称はまず、竹は自然竹、または合わせ竹を用い、先を割ってあり、丈夫な厚地の布を用い、全長または握りをおおうものである。袋の先に皮または厚地の布で作った袋(3糰以上)を用い、同じくしないの先から三分の一のところ

に円状の線を設けた。小手留はゴムまたは布で作ったものを用い、直径10糰以内とするとした。

剣道の規則は竹刀採用である。その規格は長さ重さとも明示し、とくに、竹刀の重さに上限下限を規定したものを上限をはずし、自分の技量や体力に応じ竹刀を選択できるようにしている。また、現在は女性の体力の向上や女子剣道の充実から、女性の竹刀の規格も明示している。

Fig. 3. Shinai



竹刀の規格は全ての竹刀の完成品で表示されている。竹刀の構造と名称については、とくに、鐔は柄と刀身の境に固定するものとしている。しない競技規定では鐔を小手留としている。竹刀の打突部は袋しないの円状の線を入れた三分の一の位置が生かされている。しかし、従来の竹刀の打突部

は全長の三分の一であったが、現在は刃部の三分の一としている。これは刀の操法の原理に基づいて技能の向上をめざしたものとしている。今後、この刃部の三分の一が全長の三分の一かは実態を踏まえ検討される内容でもある。(図3)

## 試合

Table 4. Match

A	<p>一. 試合は個人試合、団体試合の二種とする。</p> <p>二. 個人試合は技量によってA級、B級、C級の3級に分ける。</p>
B	<p>第8条 個人の試合は次の方法により行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人の試合は3本勝負を原則とする。</li> <li>2. 3本勝負は、試合時間内に2本先取した者を勝ちとする。 ただし、一方が1本を取り試合時間が終了したときはこれを勝ちとする。</li> <li>3. 制限時間内に勝敗が決しないときは延長戦を行い、先に1本取った者を勝ちとする。 ただし、判定または抽選により勝敗を決め、あるいは引き分けとすることもできる。</li> <li>4. 判定または抽選により勝敗を決した場合はその勝者に対し1本を与える。</li> <li>5. 判定により勝敗を決する場合は次に示す基準により総合的に判定する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 姿勢・態度</li> <li>(2) 技能</li> <li>(3) 反則</li> </ol> </li> </ol>

しない競技規定の個人試合はA・B・C級の三クラス制度を採用した。これは同一条件の下に試合をし競技者は愉快に演技することができ、それがスポーツの本質でもあるからとした。また、技術が主体になるスポーツとし、体重などをもって区別するよりも、技術の程度、運動能力別によるとし、これに年令別も加味した。しかし、競技者の良識に委ねて登録させたが明確な区別基準はなかった。この個人試合は時間制を用い、一定時間中に得点の多い方を勝とする方法で運動量をねらつたとしている。

団体試合は三人以上の人数によって行われる試合をいい、選手の選出方法も最強メンバーで行われる場合や年令別、職業別などがあった。また、団体試合は各個人がチームのために一点でも多く得点するため、最後まで緊張を緩めず試合を行う総点数制や勝者制、勝残り制などで実施した。

剣道規則では前規定と同称、個人戦、団体戦を設定しているが、得点でなく、本数で表現し、三本勝負を原則としている。また、現在は判定制を採用しているところに特徴がある。

Table 5. Match

A	<p>三. 団体試合は各個人の時間制による総点数制、勝者数法、勝残法のいずれかを用いる。</p> <p>四. 団体試合の人数は3人以上で試合の方法については主催側より予め参加団体および選手に通告するものとする。</p>
B	<p>第9条 団体の試合は次の方法により行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. あらかじめ定められた順位によって各個人の試合を行い、団体の勝敗を決する。</li> <li>2. 試合は勝者数法と勝抜き法との2種とする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 勝者数法は勝者の数によって団体の勝敗をする方法である。 ただし、勝者が同数の場合は総本数の多い方を勝ちとする。なお、総本数が同数の場合は代表者戦によって勝敗を決する。</li> <li>(2) 勝抜き法は勝者が続けて試合を行い団体の勝敗を決する方法である。</li> </ol> </li> </ol>

## 試合時間

Table 6. Tame of match

A	(二) 試合時間 一. 個人試合の時間を次の基準によってさだめる。A級7分, B級5分, C級3分。 二. 団体試合の各個人の試合時間は3分を基準とする。 三. 個人・団体試合とも延長時間は2分とし, 先取得点勝ちとする。
C	(試合時間) 第13条 試合時間は5分を基準とし, 主審の宣告から試合時間の終了までとする。 第14条 延長戦の時間は3分を基準とする。 第15条 次の時間は試合時間と見なさない。 1. 主審が有効打突の宣告をし, 試合再開までに要した時間。 2. 審判員が試合の中止を宣告し, 試合再開まで要した時間。

しない競技規定では競技者が得点を争うために要する時間以外の時間は全て試合時間にはいらない。但し、競技者が得点とか反則があって、主審により出発線に帰され、再試合の続行に要する時間は含まれる。この試合時間の制度は競技者に終始最大の能力を發揮させ、しかも試合全体の運営が遅緩することのないよう進行し、常に緊張の中で興味を失わせないこととし、技術の習熟度によつ

て試合時間を設定した。具体的には5分～3分の試合時間であり、延長は2分とした。競技者は主審の「用意」の合図で構え「始め」で開始している。

剣道規則では試合の開始・終了・中止を明示し、主審の宣告で「止め」「始め」の間の時間は試合時間に入れないとしていることから、試合時間を厳正に確保している。基本的にはしない競技とほぼ同様である。

## 試合方法

Table 7. Method of match

A	試合方法 一. 試合場の位置は予め公平な方法で決める。 二. 競技者は横線の中央より場内に進み、互に礼をなして出発線に立ち、主審の合図を待つ。 三. 競技者は主審の「用意」の合図で構え「始め」の合図で各自の自由な仕方で試合を開始して「止め」の合図のあるまで試合を継続する。 四. 得点の部位は面部（中央、左、右）小手部（左、右）胴部（左、右）喉頭部（ただしA級、B級）とする。 五. 競技者は主審の「止め」の合図があったならば試合を中止する。得点の場合は出発線にもどり、無効の場合はその場所から主審の「始め」の合図で試合を継続する。 六. 試合時間が継続して主審の判定があったならば競技者は撓を左に掲げ、互に礼をして横線より退場する。
B	第5章 試合の開始、中止、再開および終了 (試合の開始) 第10条 試合は試合者相互が立礼し蹲踞しつつ構えた後、主審の開始の宣告で開始する。 (試合の中止・再開) 第11条 試合は、試合中に審判員の中止の宣告で中止し主審の再開の宣告で再開する。 (試合の終了) 第13条 試合は主審の勝敗および引き分けの宣告で終了し、試合者は相互に蹲踞して納刀後、立礼する。

しない競技規定では主審の「用意」の合図があつたら、各自の最も有利な方法で構え「始め」の合図で試合を開始し、「止め」の合図で中止する。有効打突及び相手側の反則によって得点となった場合は試合を中止して、速やかに出発線にかえり次の試合に備える。この場合故意に遅らせたり、自己を有利にしようとするような行為は競技精神に反することとした。得点があった場合、出発線にかえすことは集中力と新しい気分で行うことが、試合に緊張をもたせ巧妙なわざの出現が可能となるとした。

試合の終了は出発線でないを腰におさめ礼をして退場する。終りの礼は互いの健闘を祝福し、試合相手としての親しい友に対する感謝の気持を表現するとした。試合が不利であっても礼を失すことがあるてはならない。延長戦は二分の先取得点によって決定し、なお決定しない場合は優勢勝か引き分けを行った。

剣道規則では前規定の方法の内容は試合の開始・中止・再開および終了の内容に該当し試合時間で述べた通りである。

## 審 判

Table 8. Judgement

A	<p>(一) 審判員の構成およびその任務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一. 審判員は常に試合規則を尊重し、公平に最大の注意をもって名誉ある審判の義務を果たさねばならない。</li> <li>二. 審判員は主審 1 名、副審 2 名、線審 2 名とする。</li> <li>三. 主審、副審は得点の判定に当たりそれぞれ一点の裁決権を有する。</li> <li>四. 主審は競技者に対し均等に視野の効く場所に位置をして試合全般の運営に関する権限とその判定および勝敗の裁決を告げる任務を有する。</li> <li>五. 副審は主審と重複しない適当な場所に位置して得点の判定と諸反則の監視に当る。</li> <li>六. 線審は横線の外側に位置して踏越しに関する判定をする。</li> </ul>
B	<p>(審判の構成)</p> <p>第 2 条 審判の構成は審判長・審判主任（2 試合以上の場合）・審判員とし審判員は原則として主審 1 名、副審 2 名をもって構成する。</p> <p>(主審の任務)</p> <p>第 3 条 主審は試合運営の全般に関する権限を有し、審判旗（下旗という）をもって有効打突および反則の表示を行い試合を終了するときは勝敗または引き分けの表示と宣言を行う。</p> <p>(副審の任務)</p> <p>第 4 条 副審は有効打突および反則の表示に関して主審と同等の権限をもってを行い、運営上主審を補佐する。</p> <p>なお、危険防止・反則・試合時間終了などで緊急の場合は、主審に代わって試合の中止を通告することができる。</p>

しない競技規定では主審一名、副審二名、線審二名からの五名が審判員であった。線審を除く外は同一の権限をもって判定する。線審は得点の判定にかかわらないが、境界線の踏み越しの判断には絶対の権限をもち、反則のあった場合は主審に速かに通告するとした。各審判の位置は一所に固定せず、競技者の動きに従って最も判定しやすい

場所に自由に移動する必要がある。但し、線審は場外の境界線の両隅に相対して腰かけて監視した。

剣道の規則では主審・副審の任務内容は同様であるが、とくに、副審の任務内容を明確にしている。つまり、緊急の場合「危険防止、反則、時間切れなど。」は止めの宣告ができるとした。

## 審判の方法

Table 9. Method of jndgiarent

	<p>(二) 審 判 法</p> <p>一. 主審は競技者が互に礼をなし終った時「用意」の合図で構えさせ、両方公平に構え終った時「始め」の合図で試合を開始させる。</p> <p>二. 主審或は副審が得点と認めた場合「止め」の合図で試合を中止し裁決をなし、有効と判定した場合は競技者を出発線に戻して得点を宣して試合を開始させる。無効と判定した場合はその場所から試合を継続せしめる。</p> <p>三. 得点の判定は審判員（線審を除く）の表示の数によって決する。得点と認めた方に小旗を斜め上方に挙げて示す。</p> <p>四. 審判員の1人が得点と認めて他の1名が反対し、その他1名が棄権した場合は無効となる。但し棄権は判定の表示に加入しないものとする。</p> <p>五. 審判員の1人が意志を表示したならば他の2名も必ず自己の判定を表示するものとする。その場合賛成は小旗を斜め上方に挙げ、不賛成は前下で振って得点或は無効を表示する。</p> <p>六. 反則、或は試合継続が悪い条件となった場合は、主審は「止め」の合図で試合を中止させ出発線に戻し、反則の場合は反則した相手側に水平に小旗を挙げて得点を表示させる。</p> <p>七. 延長戦に於て同点となった場合の勝敗の決定は主審、副審、合議の上で決定する。</p>
B	<p>(審判の要領)</p> <p>第7条 審判員は次の要領により審判を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主審は試合者双方が蹲踞しつつ構えた後、気の満ちたときに試合開始の宣告を行う。</li> <li>2. 審判員のうち、1名が有効打突および反則の表示をした場合、他の審判員は自己の判断を直ちに表示しなければならない。</li> <li>3. 主審は有効打突が決定した場合、有効打突の宣告をし試合者を中央に戻した後、次の通告または宣言を行う。</li> <li>4. 審判員は合議を必要と認めた場合、試合を中止させ合議の通告の後、中央で合議する。</li> <li>5. 審判員は反則を認めた場合、試合を中止させ合議の後、反則の事実を明示しなければならない。</li> <li>6. ただし反則の事実が明瞭なとき、審判員は旗の表示をもって合議を略することができる。</li> <li>7. 試合者が試合中に試合の一時中止を要請した場合、試合を中止させ、中止要請の理由を質す。</li> <li>8. 主審は試合中の場合に相手が直ちに打突しないときは試合を中止させ、中央に戻した後、試合を再開させる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一方の試合者が倒れた時。</li> <li>(2) 一方の試合者が竹刀を放した時。</li> </ul> </li> <li>9. 審判員は試合者が打突の意思のない鍔競り合いを行ったとき、次の要領で行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 主審は試合を中止させる（約20秒）。</li> <li>(2) 主審の旗の表示後直ちに副審も表示する。</li> <li>(3) 審判員は原則としていずれかの試合者に対し旗の表示をする。</li> </ul> </li> </ol>

B

- (4) 主審は副審の表示を確認した上で試合者を中心に戻した後、1回目は反則者に注意を宣告する。1回目以降は反則者に反則の宣告をする。
10. 主審が反則の相殺をする場合は次の要領で行う。
- (1) 1回目の場合は赤・白の順に反則を宣告し、その反則の宣告を相殺する宣言と同時に旗の表示を行う。
  - (2) 2回目以降の場合は相殺の宣言と同時に旗の表示を行う。
11. 審判員は試合中に試合者が竹刀を回し「弦」が真上になっていない場合、発見した審判員は主審に知らせ、主審がそれを1回のみ明確な所作で指導し、以後その行為が続く場合は有効打突としない。
12. 主審は試合の勝敗が決した場合または試合時間終了の場合、試合を中止させ試合者を中心に戻した後、勝敗の宣言をする。なお、延長戦をする場合は「延長」の宣言の後に、試合開始の宣言をする。
13. 審判員は判定によって勝敗を決する場合は、主審の「判定」の宣言と同時に三者が意思表示を行う。
14. 団体の試合において相手チームが棄権した場合、勝ちチームを整列させた後、主審が手で表示して勝利の宣言を行う。

しない競技規定では両競技者が出発線に相対して、最も緊張した状態になったとき、主審は「用意」のあと「始め」と合図して試合を開始させる。審判員の一名が有効と認めた場合は、他の審判員は必ずそれに対して意志表示をする。その結果得点と判定された場合は、主審は「止め」の合図で試合を中止させ、出発線にかえして、得点を宣し試合を続行させる。得点にならない場合は、その場で試合を続行させる。鎧ぜり合い5秒以上に及ぶ場合も試合を中止させ、その場で距離をとり続行させる。得点の判定は三人の審判員のなか、三人とも賛成、一人反対二人賛成、二人が棄権して一人が賛成した場合に得点の成立となる。また、一人が放棄、他の一人が賛成しても他の一人が不賛成の場合は無効となる。

試合が激しくなり、両競技者が感情的に陥悪になった場合や競技者の片方が故意に相手から逃げ廻るような行為をする場合は、主審が注意を与え、出発線にかえして試合を続行させる。引き分け、優勢勝は特別の場合を除いてはできるだけ、延長戦で決めることが望ましい。

剣道規則では、前規程の内容をほぼ採用してい

る。但し、鎧ぜり合いの取り扱いは、まず、主審のその場で分かれさせた、「分れ」「始め」の規則から、打突の意思のない鎧ぜり合いとして主審の判断による20秒を目安に双方または片方に「注意」を与えるとし、現在は「注意」は1回のみで、あとは反則として取り扱い、3回で反則2回とし相手に1本を与えている。これは、鎧ぜり合いの解消は試合者自身にゆだねたのである。また、鎧ぜり合いは攻防の場であり、試合者は積極的引きわざやその解消に努めなければならないが、審判員は不正な状態をその回数や持続時間などで判断し、違法な鎧ぜり合いとして成立させた場合は「公正を害する行為」として反則にとる。この場合は合議の結果とする。

## 得点（有効打突）

Tabe 10. Yuko Datotsu

	<p>(三) 得点</p> <p>一. 得点となる有効打突の判定の基準は試合の勝敗に重要な影響を与えるものであるから予め審判会議において充分なる打合せをなし競技者に告示するものとする。</p> <p>二. 得点となる有効打突は撓の半分より先の部分で行われた正確なものに限る。</p> <p>三. 無断で試合を中断したり、引上げをなした場合に行われた有効な打突は得点と認める。 その場合側方から行われたものも同様に認める。</p> <p>四. 有効打突後場外に出た場合、或は有効打突と同時に出了場合は得点と認める。</p> <p>五. 次の場合の有効打突は得点と認められない。</p> <p>イ. 有効打突が同時に行われた場合</p> <p>ロ. 場外に於てなしたり、或は場外の者に対して行われた場合</p> <p>ハ. 撲越に行なわれた場合</p> <p>ニ. 倒れた者に対して行なわれた場合、但し倒れる瞬間行われたものは認める。</p> <p>六. 得点は1点とし、統いて行なわれたものはそのいずれか一つを採用して他は認めない。</p>
B	<p>(有効打突)</p> <p>第17条 有効打突は充実した気持、適法な姿勢をもって、竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突し、残心あるものとする。</p> <p>ただし、</p> <p>(1) 片手の打突、追い込まれながらの打突はとくに確実でなければならない。</p> <p>(2) 鎧競り合いからの後の技はとくに確実でなければならない。</p> <p>2. 次の場合における正確な打突も有効とする。</p> <p>(1) 竹刀を放しまだ倒れた者に直ちに加えた打突。</p> <p>(2) 場外に出ると同時に行われた打突。</p> <p>(3) 試合時間終了の合図と同時に行われた打突。</p> <p>3. 次の場合は有効としない。</p> <p>(1) 相打ちの場合。</p> <p>(2) 剣先が相手の上体前面について相手を制している場合。</p>

しない競技規程では、打突は間合いをとって打ち込むため、相手に接触して打つことを制限した。しないの打突部位で打突したもの、各防具の標識内にしないの打突部位が完全に触れていたもの、しない越しでないものに境界線内で行われたもの、床に倒れていないものに行われたもの、接觸して三秒以内に行われたもの、統いて行われた得点は最初の一点のみ認める。有効打突が同時に行われた場合、場外の者に対して、または、場外において打突した場合、しない越しの打突、倒れている

者に対して行った打突などは得点と認めない。剣道規則では<sup>2)</sup>、しない競技の得点を有効打突の本数として明示している。打突の有効性の条件の「充実した気持」「適法なる姿勢」「打突部」は重要事項として一貫して明示されてきたし、現行の規則は「残心」が有効性に不可欠であることを明示し、有効打突の条件が規則上も整った。剣道の質的課題はその本質である打突の有効性にあり、その有効性の質的内容が剣道の武道性の核となるものである。

## 罰 則

Table 11. Penalty

A	<p>(四) 罰 則</p> <p>一. 防具以外の箇所を打突、または足掻、体当等により相手方を競技不能ならしめた場合は暴力と認め、試合を中止して退場せしめ、相手方に10点を与え、以後の試合に出場せしめない。</p> <p>二. 審判員または相手の競技者に対して礼を失するような言辞を弄し、または行動をなした場合は試合を中止して退場せしめ、相手に10点を与え以後の試合は出場せしめない。</p> <p>三. 団体優勝試合において一、二の被害団体の補欠は認めるが、加害団体の補欠は認めない。加害団体の以後の試合は欠員のまま行い、常に相手方に10点を与えるものとする。</p> <p>四. 次の場合は反則と認めて相手方に0.5点を与えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 体の一部或は柄をもって相手方を押した場合、但し打突後生じた自然の接触は反則としない。</li> <li>ロ. 足或はその他の方法をもって相手方を倒した場合、但し自然の接触によって倒れた場合は反則と認めない。</li> <li>ハ. 手をもって相手の撓をうけたり、又は撓を握って自己を有利にみちびいた場合。</li> <li>ニ. 掛声を掛けた場合但し打突の際自然に生じた発生は反則と認めない。</li> <li>ホ. 打突に關係なく場外に出た場合。</li> <li>ヘ. 無効打突後場外に出た場合。但し得点の場合は得点と認められ反則とならない。</li> <li>ト. 打突せられて後、相手方の接触なく場外に出た場合。但し接触せられて場外に出た場合は反則とならない。</li> <li>チ. 自然に撓を落したり、または相手方に落されたりした場合。</li> </ul> <p>五. 団体試合の棄権は棄権した相手方に10点を与えるものとする。但し中途より棄権した場合は5点相手方に加算されるものとする。</p>
B	<p style="text-align: center;"><b>第9条 罰 則</b></p> <p>(罰 則)</p> <p>第22条 第19条の反則を犯した者は負けとし、審判員は相手に2本を与え、退場を命ずる。この場合、退場せしめられた者の既得権は認められない。</p> <p>第23条 第20条の反則を犯した場合審判員は次の方針により処置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の試合の場合は不正竹刀使用者を負けとし、相手に2本与え、既得本数および既得権を認めない。</li> <li>2 団体の試合の場合は不正竹刀使用者のいる団体を負けとし、相手方団体の全選手に各2本を与え、既得本数および既得権を認めない。</li> <li>3 不正竹刀の使用が発見された以後はその個人および個人の所属する団体の選手は試合を継続することができない。</li> <li>4 上記1および2は不正発見以前の試合までさかのばらない。ただしリーグ戦の場合はリーグ戦の試合の総てを負けとする。</li> </ol> <p>第24条 第21条1項については、試合者双方が前後して場外に出たとき、先に出た試合者を反則とし、同時に出ていたときは双方共に反則とする。</p> <p>第25条 第21条4項の行為を犯した場合、1回目は注意とし、2回目以降は反則とする。</p>

- B 第26条 第21条4項を除く行為を犯した場合、1回ごとに反則とし、2回犯したときは相手に1本与える。
- 第27条 第21条の反則は1試合を通じて積算する。  
(罰則の相殺)
- 第28条 延長戦および双方共に1本を取っている場合、2回目以降に反則を双方同時に犯したとき審判員はその行為を相殺し、反則として数えない。

#### 第10章 試合中負傷または事故を生じた場合

(試合の一時中止の要請)

- 第29条 試合者は事故などのため試合を継続することができなくなった場合は、試合の一時中止を要請することができる。

(試合の不能)

- 第30条 負傷によって試合が継続できないときその原因が一方の故意および過失による場合は、その原因を起こした者を負けとし、その原因が明瞭でないときは試合不能者を負けとする。

- 第31条 事故などによって試合を継続することが不可能な者または試合の中止を申し出た者を負けとする。

(事故処理に要する時間)

- 第32条 事故などにより試合を継続することの可否判断は、医師の意見を聞き審判員の総合判断によるものとし、その処理に要する時間は原則として5分以内とする。

(試合不能・拒否者の再出場)

- 第33条 団体試合の場合は第30、31条において一旦試合を継続できないとされた者および試合の中止を申し出た者は、その後、試合に出場できない。

(試合不能者の既得本数)

- 第34条 第30、31条による勝者は2本勝ちとし、試合不能者の1本は有効とする。ただし延長戦の場合は勝者に1本を与える。

しない競技規程では、暴力により相手方を競技不能にした場合は10点を相手に与え、以後の試合に出場できないし、補欠は認められず、常に相手方に10点を与えるとした。一般的な暴力行為、場外、しない落しなどの反則は0.5点を与える。

個人の場合の棄権は、当然その相手が不戦勝となるが、団体の場合は個人の場合と多少異なるため、その相手方に10点を与えるとした。しかし、中途より棄権の場合、相手方のそれまでに得点したものに5点を加算することとした。

特記事項として、<sup>5)</sup>掛け声は打突前に相手を威圧するために声を発するものとし、他のスポーツにはないことであり、また、剣道との関連のもとで掛け声を発する者が多いので、これをなくすた

め指導的意味をもって、罰則とした。但し、打突の瞬間は呼氣になるため生理的自然発声として反則としないとした。

剣道規則では、鍔競り合いや場外の反則を核に大会の規模や社会的背景が直接間接に起因し、時代の要求に即し改正され変遷して、細分化されている反則、罰則事項がある。鍔競り合いは、その解消において審判主体になっていた規則から、試合者双方に委ねられた規則にし、正しい鍔競り合いを遂行させ、緊迫感と積極的わざの引きだしに終始工夫していることが規則の変遷に伺える。

場外は断壁絶壁の色を濃し、常に反則として取り扱ってきた。その結果、区郭線付近のもみ合いの試合が多かった。昭和54年規則は追い込まれ、

不用意、見苦しい引き揚げの場外のみを反則とし、打突に付随した余勢で残心があれば場外として反則としないとした。ここで場外の概念が一変したが、規則の悪用や審判の判断に支障をきたし、場外の取り扱いは全面的に昭和44年の規則にかえした。

また、これらは剣道の理念の「理法と修練」の質内容として考えられる。

さて、しない競技規程と主に現行の剣道規則を比較し、武道、スポーツ性を考察してきた。なかでも、とくに、剣道禁止から次の三点の克服を前提に実施の許可を得るということでない競技が誕生したのである。

その一つは、<sup>3)</sup>掛け声は野獣のようだ。スポーツに掛け声は不必要だという考え方であった。そこで、前述した通り、罰則事項四の二「掛け声をかけた場合、相手方に0.5点を与える。但し、打突の際、自然に生じた発声は反則と認めない。」としている。しかし、剣道は古来、この掛け声は<sup>6)</sup>「是れによりて我が勇気を増し、打ち込む太刀の勢を加へ、敵を威嚇し、其拳動を制す。是れによりて能く精神を緊張せしめ、心身の勢力を集中し得るものなり。」とし、気合の発露はこの有声から無声にはいり、剣道の本質的内容として研究工夫されてきたものである。

この二つは暴力行為である。つまり、足がらみや押し出し、特攻隊的体当りと評した行為、あるいは組み打ちなど一切の暴力行為を禁じることであった。このことも当然のことながら戦時色の濃い印象からあり、スポーツとして楽しく行うこと前提とした。剣道の規則では剣道の内容としても当然、暴力行為を禁止し、足払い、足かけあるいは、不法な押し出し、突き出しが反則としている。その他、一般的暴力行為は公正を害する行為として反則にしている。つまり、暴力行為は武道性・スポーツ性からも許されないものであるが、剣道においては、正当な技術に直結する体当りは必要であり、規則上も運用されている。また、稽古時における鍛錬的意味における身体の活用と接触行為は研究の必要がある。

その三つは使用用具の問題である。今日の様な

立派な芸術的防具が製造できるようになるとは、戦後当時の経済状態では想像もできなかったことである。そこで、乏しい物質の中で安全で、安く、新しい時代感覚の用具が考案された。これはフェンシングの用具から多くのヒントを得ている。また、袋竹刀を採用したところに特徴がある。丸竹を用いて、ツバより先は4割とし、剣先より3分の2まで8割とした。更に剣先より3分の1を16割として、それを袋で包んで袋しないとした。打突の一番加わる部位は細かく割ってあるので痛さを感じない・攻撃用の竹刀が以上の様であるので、防具も必然的に軽装で事足りる結果となった。この袋竹刀は相手を傷めるような剣道、つまり、暴力剣道の禁止に大きく貢献し、痛くない剣道のきめ手となった。

しかし、剣道は気で攻めて理で打つ、あるいは、攻め勝って打つなどの相互作用を最も本質的内容として重要としていることから、袋しないと軽装防具による時間制と得点制をもつしない競技とは武道性とスポーツ性の両極の様相を呈している。またこのことは剣道の理念の「理法」の質的内容でもある。

## ま　と　め

剣道の変遷の中でも、戦時武道後という極端な状況下のしない競技と現行の剣道の比較を規程・規則を主体に考察してきた。剣道の命脈を保つために必至のしない競技規程の考案は、スポーツ化を助長し、その後の剣道規則に大きく影響を与えた。つまり、戦後の民主主義の下で行う剣道はいかにあるべきかの方向性を示唆したことは大きな功績であった。具体的には試合場の設定、審判員の三人制、暴力剣道の禁止など継承しているが、とくに暴力剣道は現在反則として、罰則を与えていた。しかし、技術に直結する正当な体当りは可とし、場外との関連のなかで、規則変遷においては中核的改正内容として取り扱ってきた。

さらに、しない競技における袋竹刀と軽装備の防具は一体的なもので、安全性や経済性、手軽さなど一新した。このことが、有効な得点制との関

連でスポーツ化のイメージを一層強くし、剣道との質の相違、つまり武道性との相違を決定的なものとしたといえる。現代剣道は社会的背景も相俟って、防具、竹刀の一体的内容を考慮するとき申し分なく、有効打突は「充実した気勢、適法な姿勢をもって、竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突し、残心あるものとする。」とし、その打ちの強度や冴えなどと内容として取り扱っている。とくに、禁止された掛け声は剣道では、充実した気勢の関連で剣道の本質的内容であり、この気の問題を森景鎮は<sup>1)</sup>「剣法擊刺論」で、天地の根源を氣とし、その気が形に現われる道を理とみている。この気が一切の元本であり、気が心身に充足すれば、心身は輝き、スムーズに至妙を發揮している。武道性の核というべき内容である。また、剣道の理念の「理法」の核である。

その他、スポーツ化のイメージとしては、規則用語にあった。「用意・始め」、「出発線」、「得点」、「線審」、「小手留」、「A級・B級・C級」など外来スポーツ用語を使用していた。現行規則で類似の改正のなかで「ゼッケン」を「名札」に「タスキ」を「標識」と改名した。今後も剣道用語の取り扱いはその内容の関連で重要である。

以上の様に、剣道に内在する武道・スポーツ性は「剣道の理念」そのものが、武道性の根幹をなし、この武道性の変容がスポーツ性として考えられた。つまり、「剣の理法の修練による人間形成の道である。」とする剣道の理念の「剣」、「理法」、「修練」、「人間形成」のそれぞれに内在する質的内容を武道性として把握し、スポーツ化を論じることが重要である。

最後に、学校体育は「格技」から「武道」への改称の時代になる。これは21世紀を目指す教育のあり方との関連で、国際理解を深め、我が国の文化と伝統を尊重する態度を育成する教育内容として、武道を重視することから、一層の武道論が必要である。それにはまず、剣道人は理念に即した剣道実践が重要である。

## 参考文献

- 1) 国書刊行会：武術双書、名著刊行会、東京、1964, PP 542-548.
- 2) 国分国友：剣道の有効打突について、鹿屋体育大学紀要、1987, PP94-95.
- 3) 原田光憲：剣道の復活、講談社、東京、1978, PP126-280
- 4) 柴田万作、柏木 賢：剣道の学び方、金園社、東京、1966, PP235-260.
- 5) 高岡謙次：剣道の想い出、高岡医院、京都、1966, PP 10-13.
- 6) 高野佐三郎：剣道、島津書房、東京、1915, P122.
- 7) 坪井三郎、中林信二：現代剣道講座、百泉書房、東京、1971, PP191-195.